

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応リスト

No.	申請書項	該当条文	補正前	補正後	補正理由	備考
1	25	第3条（品質マネジメントシステム計画）	7.4.2 調達物品等要求事項 (1) <u>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</u>	7.4.2 調達物品等要求事項 (1) <u>g) その他調達物品等に必要な要求事項</u>	記載の適正化（設置許可本文十一号に合わせて「関し」を削除）	
2	31	第3条（品質マネジメントシステム計画）	8.5.2 是正処置等 (1) <u>d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</u>	8.5.2 是正処置等 (1) <u>d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある保安に関する組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</u>	記載の適正化（「組織」を一般的な意味で用いているため、「組織の内外」ではその境界があいまいとなることから「保安に関する組織の内外」に修正）	
3	39	第12条の2（運転管理業務）	(3) <u>各課長は、第3節（第71条から第74条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条（原子炉起動前の確認事項）に従い実施する。</u>	(3) <u>各課長及び当直長は、第3節（第71条から第74条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条（原子炉起動前の確認事項）に従い実施する。</u>	記載の適正化（第5条で読替を行っている「各課長」には当直長が含まれていないことから「各課長及び当直長」に修正）	
4	—	第71条（運転上の制限の確認）	※1：第71条（運転上の制限の確認）から第74条（運転上の制限に関する記録）を除く。以下、第72条（運転上の制限を満足しない場合）及び第73条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）において同じ。	※1：第71条（運転上の制限の確認）から第74条（運転上の制限に関する記録）を除く。以下、第72条（運転上の制限を満足しない場合）及び第73条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）において同じ。	記載の適正化（用語の統一）	変更前後比較表を追加
5	—	第74条（運転上の制限に関する記録）	3 当直長は、自ら第73条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）第1項又は第2項で定める点検・保修を実施した場合又は各課長から第73条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）第1項又は第2項で定める点検・保修を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。 (1) 第73条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）第1項又は第2項で定める点検・保修を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び点検・保修の内容	3 当直長は、自ら第73条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）第1項又は第2項で定める保全作業を実施した場合又は各課長から第73条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）第1項又は第2項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。 (1) 第73条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）第1項又は第2項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容	記載の適正化（用語の統一）	変更前後比較表を追加
6	83	第85条（使用済燃料の運搬）	8 <u>燃料炉心課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、燃料炉心課とは別の組織の者が実施する以下の検査結果を確認する。</u> (1) <u>外観検査</u> (2) <u>気密漏えい検査</u> (3) <u>圧力測定検査</u> (4) <u>線量当量率検査</u> (5) <u>未臨界検査</u> (6) <u>温度測定検査</u> (7) <u>吊上検査</u> (8) <u>重量検査</u> (9) <u>収納物検査</u> (10) <u>表面密度検査</u>	8 <u>燃料炉心課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</u> 9 <u>室長は、保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織以外の者を、検査実施責任者として指名する。</u> 10 <u>前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u> (1) <u>外観検査</u> (2) <u>気密漏えい検査</u> (3) <u>圧力測定検査</u> (4) <u>線量当量率検査</u> (5) <u>未臨界検査</u> (6) <u>温度測定検査</u>	検査の独立性を確保することを明確化するために修正	

No.	申請書項	該当条文	補正前	補正後	補正理由	備考
			<p><u>9</u> 燃料炉心課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p><u>1.1</u> 燃料炉心課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>		
7	—	第91条の2 (管理区域の設定及び解除)	<p>4 放射線安全課長は、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表91に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたっては、放射線安全課長は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線安全課長はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表91 (表略)</p>	<p>4 放射線安全課長は、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表91の2に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたっては、放射線安全課長は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線安全課長はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表91の2 (表略)</p>	記載の適正化（条文番号の繰り下げに伴い、表番号を修正）	変更前後比較表を追加